

工事を施工しない日・時間帯の契約書への記載について

適正な工期を設定して建設業における長時間労働を是正するため、令和元年改正建設業法において、工事を施工しない日や時間帯を定める場合は、その内容を契約書に明記する旨が規定された。（令和2年10月1日以降に契約を締結する工事に適用）

記載例① 契約書に具体的に記載

| | |
|-------------|--|
| 工事請負契約書 | |
| (略) | |
| 4 工事を施工しない日 | 土曜日、日曜日、大型連休（4月○日～5月○日）、夏期休暇（8月○日～○日）、年末年始（12月○日～1月○日）、出水期（6月○日～10月○日） |
| 工事を施工しない時間帯 | 平日の午後○時から午前○時まで。 |
| (略) | |

記載例② 契約書には原則のみを記載し、詳細は別途記載

| | |
|-------------|--|
| 工事請負契約書 | |
| (略) | |
| 4 工事を施工しない日 | <u>原則、土曜日及び日曜日。ただし、別に定める場合はこの限りでない。</u> |
| 工事を施工しない時間帯 | <u>原則、平日の午後○時から午前○時まで。ただし、別に定める場合はこの限りでない。</u> |
| (略) | |

契約書に詳細に記載することが難しい場合、本項目のみの契約変更が何度も生じる恐れがある等の場合は、**特記仕様書等に別途定めることも可能。**

※工事を施工しない日又は時間帯を受発注者間で定めない場合には契約書に記載を要しない。
(例) ■週休2日工事であっても、特定の曜日が休みとは限らない場合
■他律的な要因により施工日や時間帯が決まるため、予め受発注者間で合意できない場合